

国名	2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト
ベトナム社会主義共和国	

I 案件概要

事業の背景	ベトナム政府は 1986 年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行を進めており、市場指向の経済改革に対応する法制度の整備を進めてきた。JICA はベトナムにおいて、1990 年代から主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成を目的とし、法整備支援プロジェクトフェーズ 1（1996 年～1999 年）、同フェーズ 2（2000 年～2003 年）及び同フェーズ 3（2003 年～2007 年）を実施した。これらの事業において起草を支援した改正民法は 2005 年 6 月に、また改正民事訴訟法は 2004 年 11 月に成立した。また、これら事業は法律実務家を対象にした実務マニュアルの作成を支援した。ただし、地方レベルの司法当局・組織においては、制定された法令や法規範文書の趣旨が十分理解されていない状況も見受けられ、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要があった。そこで、司法省（Ministry of Justice：MOJ）、最高人民裁判所（Supreme People’ s Court：SPC）、最高人民検察院（Supreme People’ s Procuracy：SPP）、ベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation：VBF）と共に法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ 1（2007 年～2011 年）を実施した。その後、全国的な実務改善のために情報収集と運営上の課題の分析を行い、中央司法関連機関の業務フローを改善することをめざし、同フェーズ 2（2011 年～2015 年）を実施した。フェーズ 2 によってカウンターパート（C/P）機関の裁判実務や法執行実務が改善したが、他の政府機関、特に地方レベルの行政機関においては、依然として法規範文書の統一的な理解及び運用に問題が見られた。2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（PHAP LUAT）（2015 年～2020 年）は、2013 年に成立した改正憲法に基づき、ベトナムの法・司法改革戦略を引き続き支援することを目的として実施された。		
事業の目的	本事業は、ベトナムにおいて、法規範文書の事前審査と事後監査の整合性確保、民法関連法規範文書の実施能力向上、紛争解決機能の強化、法律実務家の能力向上、刑事裁判実務における争訟原則の定着、中長期活動計画の策定などの課題と解決策を明らかにすることにより、(i)法規範文書の整合性及び統一的な運用・適用を確保するため、首相府（OOG）及び司法省（MOJ）において、法規範文書の事前審査、事後監査、法令施行監視などの手法及び制度整備が促進されること、(ii)民法関連の法規範文書及び民事・刑事実務の基盤整備が促進されること、(iii)2021 年以降の法・司法制度に向けた実施機関のそれぞれの中長期的仕組みが、同機関の間で共有されることを図り、もって、整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備と、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築に寄与することをめざす。		
	1. 上位目標：整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。 2. プロジェクト目標： サブプロジェクト 1（首相府（OOG）及び司法省（MOJ））：法規範文書の整合性確保及び統一的運用・適用のための OOG 及び MOJ における法規範文書の事前審査、事後監査、法令施行監視などの手法及び制度整備が促進される。 サブプロジェクト 2（司法省（MOJ）、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）、ベトナム弁護士連合会（VBF））：民法関連の法規範文書及び民事・刑事実務の基盤整備が促進される。 サブプロジェクト 3（すべての C/P 機関）：2021 年以降の法・司法制度に向けた実施機関のそれぞれの中長期的取組みが、同機関の間で共有される。		
実施内容	1. 事業サイト：ハノイ 2. 主な活動：現状の調査、課題と解決策の特定、作業計画の策定と実施、調査結果を共有するためのセミナーの開催、報告書の作成、実務者向け研修の開催、中長期活動計画の策定。 3. 投入実績 日本側 (1) 専門家派遣 40 人 (2) 研修員受入 257 人 (3) 機材供与 コンピュータ (4) プロジェクト運営費：3.5 百万円 相手国側 (1) カウンターパート配置 62 人 (2) 施設・機材 プロジェクト事務所 (3) プロジェクト運営費		
事業期間	(事前評価時)2015 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日（60 カ月） (実績)2015 年 4 月 1 日～2020 年 12 月 31 日（69 カ月）	事業金額（日本側のみ）	（事前評価時）805 百万円、(実績) 976 百万円
相手国実施機関	司法省（Ministry of Justice：MOJ）、首相府（Office of Government：OOG）、最高人民裁判所（Supreme People’ s Court：SPC）、最高人民検察院（Supreme People’ s Procuracy：SPP）、ベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation：VBF）		
日本側協力機関	最高裁判所、法務省法務総合研究所国際協力部、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）、日本弁護士連合会		

Ⅱ 評価結果

【評価の制約】

・ 事後評価時点で、本事業の後継事業である法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト（The Project for Enhancing the Quality and Efficiency of Developing and Implementing Laws in Viet Nam）（技術協力：2021年1月～2025年12月）が実施されている。よって、本事後評価で確認された効果は後継事業のものも含んでおり、両者を分けることは困難である点を評価の制約として記しておく。

1 妥当性/整合性

<妥当性>

【事前評価時のベトナム政府の開発政策との整合性】

本事業は、事前評価時点におけるベトナムの開発政策と整合性が高い。

ベトナム政府は2020年までの工業国化をめざし、1995年のASEAN加盟、2004年の日越投資協定締結、2007年の世界貿易機関（WTO）加盟、2009年の日越経済連携協定締結など、国際経済への統合を推進してきた。市場経済への移行に際し、ベトナム政府は、ベトナム共産党中央委員会（以下、中央委員会という）政治局が2005年に採択した第48号決議（法制度発展戦略：近代的な法治国家への転換と市場経済システムの確立をめざした、2020年までのベトナム法の発展と法運用・法執行システムの改善に関する戦略）及び第49号決議（2020年までの司法改革戦略）に基づいて、法制度改革を推進していた。

【事前評価時のベトナムにおける開発ニーズとの整合性】

本事業は、事前評価時点におけるベトナムの開発ニーズと整合性が高い。

ベトナム政府は市場経済化に沿った法的枠組みの整備を進めており、JICAは法律の起草や法規範文書の整備を目的とするさまざまな技術協力プロジェクトを通じてこのプロセスを支援してきた。これら一連の技術協力プロジェクトの実施後でも、特に地方レベルでは、法制度の運用や法規範文書の適用に統一性を欠くという課題が残されていた。

【事業計画/アプローチの適切性】

本事業の計画/アプローチは適切である。

事業計画/アプローチに起因する課題は確認されなかった。

中間レビューの提言を受け、改訂されたプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）においてはプロジェクト目標を3つのサブプロジェクトに分割し、C/Pのニーズに合わせて成果を絞り込んだ。その結果、本事業では年次計画を効率的に作成できるようになった。また、人的・財政的資源も効果的に配分された。

本事業の長期専門家は、ベトナム語の法規範文書を理解することに努めた。これにより、効果的な技術移転、円滑なコミュニケーション、実施機関との相互信頼が促進された。また、質の高い日越の通訳・翻訳がプロジェクト活動の有効性に貢献した。

【評価判断】

以上より、本事業の妥当性は③¹と判断される。

<整合性>

【事前評価時における日本の援助方針との整合性】

本事業は、事前評価時の日本の対ベトナム援助方針と整合している。

日本の「法制度整備支援に関する基本方針」（2013年）では、基本法及び経済法分野において積極的な法制度整備及び運用の支援を行うこととしている。ベトナムは、8つの対象国のうちの一つである。本事業は、同基本方針の観点の一つである「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」に合致している。

日本の「対ベトナム社会主義共和国 国別援助方針」（2012年）では、バランスのとれた経済開発と社会開発による国づくりを支援することを基本方針としている。ガバナンス強化は3つの重点分野のうちの一つであり、司法・行政機能強化のための取組も含まれている。

【JICA他事業・支援との連携/調整】

事前評価時に計画された本事業とJICAの他の事業（ベトナム国会事務局（ONA）能力向上支援プロジェクト（2014年～2017年））との連携/調整は想定どおりに実施され、事後評価時に正の効果が確認された。

本事業（PHAP LUAT）の日本人専門家は、ONAプロジェクト主催のセミナーに参加し、技術的助言を行った。また、PHAP LUATの活動には、法案の起草段階からONAの専門家が参加して法案の内容を理解した。国会に提出される法案の審査プロセスがより効果的になった。

【他機関との連携/国際的枠組みとの協調】

事前評価時に計画された本事業と他ドナーとの連携/協調が想定どおりに実施され、事後評価時に正の効果が確認された。

法整備を支援するドナーは、相互補完と相乗効果を最大化するため、活動の重複を避けた。PHAP LUATの専門家は、他のドナーが支援する活動に積極的に参加した。

カナダ政府が支援する国家法整備プロジェクト（National Legislative Development（NLD）Project）（2013年～2018年）²は、法律の強制力と有効性を高めるため、法律の制定過程における質、整合性、透明性の課題に取り組んだ。NLDプロジェクトは、立法手続きに関する包括的なレビューを実施し、法案の起草に関する能力向上のためのセミナーやワークショップを開催した。同時にPHAP LUATは、中央・地方政府における法規範文書公布法の実務への適用に関する調査を実施し、2020年の法改正を支援するにあたり、具体的な課題における日本のスキームに関する経験や情報を共有するためのワークショップを開催した。

PHAP LUATは、EUの司法・法的エンパワーメントプログラム（EU Justice and Legal Empowerment Programme: EU-JULE）（2017年～2020年）³と協力し、判例制度と家庭裁判所・少年裁判所の発展のため、SPCを支援した。PHAP LUAT、司法パートナーシッ

¹ ④：「非常に高い」、③：「高い」、②：「やや低い」、①：「低い」

² <https://www.cba.org/news/what-s-new-with-cba-international-initiatives/>

³ <https://www.undp.org/vietnam/projects/eu-jule-eu-justice-and-legal-empowerment-programme#:~:text=The%20EU%20Justice%20and%20Legal,which%2C%20according%20to%20dependable%20data>

プ・プログラム（JPP）（2010年～2015年）及びEU-JULEは、特に弁護士の社会的・専門的組織、VBF定款の作成、弁護士懲戒規則などの内部規則について、VBFの自己管理能力を向上させるために協力した。また、PHAP LUATやJPP/EU-JULEなどの枠組みの中で、さまざまなテーマについて弁護士の研修や専門能力向上活動が実施され、多くの国の実践的な経験から学ぶことでベトナムの弁護士の能力を向上させた。

【評価判断】

以上より、本事業の整合性は③と判断される。

【妥当性・整合性の評価判断】

以上、本事業の妥当性及び整合性は③と判断される。

2 有効性・インパクト

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

事業完了時までに、プロジェクト目標は計画どおりに達成された。

サブプロジェクト1については、指標は計画どおり達成された。法規範文書発行法が2020年に改正され、法規範文書の実務に関する報告書が作成され、関係機関と共有された。

サブプロジェクト2については、3つの指標が計画どおり達成された。財産権など民法上の課題に関するさまざまな政策文書が作成され、承認された（指標1）。民事司法制度に関する実務改善のため、裁判所における調停・対話に関する法律が制定され、判例に関する決議が改正された（指標2）。改正刑事訴訟法やその他の法律の施行に伴う実務上の課題と解決策をまとめた検察官マニュアルが改訂された（指標3）。

サブプロジェクト3については、本事業の枠組みの下、日本側はC/P機関に対し、第48号及び第49号政治局決議に基づく多くの特定分野や課題の実施状況の調査・評価、及び中長期的な改革・改善に向けた解決策の提言・提案を行うための技術支援を行った。C/P機関は、決議の実施に関する要約報告書を最終化し権限を有する機関に提出する前に、ベトナムの実情に合わせてこれらの提言の中から幾つかを検討し、選択的に参照したものである。

【事業効果の事後評価時における継続状況】

事後評価時点で、本事業の効果は継続している。

サブプロジェクト1については、指標は継続して達成されている。法規範文書の整合性と統一的運用・適用を確保するための詳細な指導方法と制度に関して、さまざまな法規範文書が制定された。

サブプロジェクト2については、3つの指標は継続して達成されている。事業完了後も、民法の課題に関するさまざまな政策文書が作成され、承認された（指標1）。判例を適用した判決・決定が増加した（指標2）。刑事事件に関する裁判実務を改善するための文書が数点作成され、関係機関の間で共有された（指標3）。

サブプロジェクト3については、第48号及び第49号政治局決議に代わって、2022年11月の中央委員会で第27号決議「新時代における社会主義法治国家の建設及び完備の継続」が採択された。新決議は、法制の整備と厳格で一貫した法執行体制の確立、司法改革の強化、裁判所の独立性の確保を強調している。本事業で策定された中長期計画に含まれるいくつかの解決策については、中央委員会第27号決議の精神に基づいた法治国家の確立をめざしてC/P機関がそれぞれの事業を実施する中で、ベトナムの実情を鑑みた上で選択的に活用している。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

事後評価時点までに、上位目標はおおむね計画どおりに達成された。

3つの指標はおおむね計画どおりに達成された。改善された事前審査・事後監査のプロセスに従って、事前審査・事後監査が実施された（指標1）。48号及び第49号政治局決議に代わって中央委員会第27号決議が採択された（指標2）。法の支配に関するWorld Justice Project（WJP）インデックスにおいて、ベトナムはいくつかの面で改善が見られた（指標3）。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

法的手続きの改善は、社会的弱者を含む組織や人々の正当な権利や利益の保護につながる。特に、本事業は、社会的弱者の権利を保障するための家庭裁判所・少年裁判所の整備と完成を支援した。負のインパクトは確認されなかった。

【評価判断】

以上より、本事業の有効性・インパクトは③と判断される。

プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績	情報源
プロジェクト目標 サブプロジェクト1 (MOJ, OOG) 法規範文書の整合性と統一的運用・適用を確保するため、OOGにおける法規範文書の事前審査及び、MOJにおける法規範文書の事前審査、事後監査、法施行監視などの手法及	(指標1) 法規範文書の整合性と統一的運用・適用を確保するための手法及び制度改善のための方向性、MOJとOOGそれぞれにおいて報告書等の公式文書としてまとめられ、公表される。	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続）（事業完了時） 法規範文書の制定手続きを規定する2015年の同名の法律を改正した法規範文書の公布に関する法律63/2020/QH14が2020年6月に制定された。 法令施行監視に関する政令59/2012/ND-CPが改正され政令32/2020/ND-CPが制定された。 MOJとOOGの協力のもと、整合性、統一的運用・適用、事後監査、施行に関する現状、課題、解決策に関する法規範文書に関する報告書が作成され、関係機関と共有された。この作業を通じて、法規範文書の事前審査、事後監査、法施行監視の手法及び制度整備が促進された。 (事後評価時) 法規範文書の公布に関する法律（2020年）と政令32/2020/ND-CPは現在でも有効である。 事業完了後、法規範文書の整合性、統一的運用・適用を確保するための詳細な指導方法と制度について、以下の法的文書	事業完了報告書、MOJとOOGの質問票回答

び制度整備が促進される。		が制定された。 -政令 154/2020/ND-CP (2020 年 12 月 31 日) : 政令 34/2016/ND-CP のいくつかの条文を改正するもの。 -MOJ 通達 04/2021/TT-BTP (2021 年 6 月 21 日) : MOJ による法令施行監視に関する政令 59/2012/ND-CP 及び政令 32/2020/ND-CP (政令 59/2012/ND-CP の一部の条文を修正したもの) の指導に関するもの。 -MOJ 決定 583/QD-BTP (2024 年 4 月 8 日) : 「2025 年～2030 年における法律施行の効率化、革新」プロジェクトの作成計画の公布に関するもの。 MOJ は、法規範文書の改正を提案・勧告するための基礎資料を提供するため、調査を実施し、調査結果をまとめ、ワークショップを開催するとともに、実務上の障害を特定するために法規範文書を見直した。 OOG は、OOG の事前審査能力を向上させるため、毎年、法律・法令制定プログラムに従って、法規範文書の草案を審査した。	
プロジェクト目標 サブプロジェクト 2(MOJ, SPC, SPP, VBF) 民法関連の法規範文書及び民事・刑事実務基盤整備が促進される。	(指標 1) 各成果を踏まえた民法関連法改善のための方向性(政策・具体的措置)が、MOJ において報告書等の公式文書としてまとめられ、実施機関の間で共有される。	達成状況(継続状況): 計画どおり達成(継続) (事業完了時) 契約と裁判外紛争解決(ADR)、財産権の保護に関する提案がそれぞれまとめられ、首相に提出された。 土地使用権などの抵当権設定登記に関する通達が立法化され、承認された。 民事判決執行法を指導する政令 62/2015/ND-CP の一部が政令 33/2020/ND-CP によって改正された。 立法と承認に関して、実施機関間で情報が共有された。 (事後評価時) 契約と ADR に関する「契約に関する法律の完成と仲裁判断及び商業調停による契約紛争の解決」プロジェクトのプロポーザルが、2019 年 10 月に首相によって承認された(決定 1268/QD-TTg)。 「2013 年憲法に規定された組織・個人の財産所有権の包括的制度化、財産権の円滑な取引、効果的な執行・保護の確保」プロジェクトのプロポーザルが 2021 年 1 月に首相により承認された(決定 120/QD-TTg)。 担保措置の登記に関する政令 102/2017/ND-CP (2017 年 9 月 1 日) に従い、MOJ 通達 07/2019/TT-BTP 「土地使用権及び土地に付属する財産の抵当権設定登記に関する一部内容の指針」が制定された。 2022 年 11 月 30 日、政府は担保設定登記に関する政令 99/2022/ND-CP を公布し、MOJ 通達 07/2019/TT-BTP の土地使用権及び土地に付随する資産の抵当権設定登記に関する法的内容を完全に成文化し、より具体的に規定した。整合性を確保するため、2024 年 2 月 1 日、法務大臣は、MOJ 通達 07/2019/TT-BTP を含む担保設定登記に関する MOJ 通達の一部を廃止する MOJ 通達 1/2024/TT-BTP を発行した。 決定 43/QD-BTP (2023 年 1 月 16 日) 「措置に関する安全登録に関する政令 99/2022/ND-CP の実施計画の公布」が MOJ により承認された。	事業完了報告書、MOJ の質問票回答
	(指標 2) 各成果を踏まえた民事実務改善のための方向性(政策、具体的措置)が、SPC と VBF において報告書等の公式文書としてまとめられ、実施機関の間で共有される。	達成状況(継続状況): 計画どおり達成(継続) (事業完了時) 民事司法制度の実務改善のため、裁判所における調停と対話に関する法律が制定された。 民事・刑事両司法制度の実務改善については、判例に関する決議 04/2019NQ-HDTP が改正された。 (事後評価時) 裁判所の調停と対話に関する法律と決議 04/2019/NQ-HDTP は現在も有効である。 2024 年 9 月末現在、SPC は 72 件の判例を公表している。 判例を適用した判決・決定の数は、2016 年 3 月 11 日の 365 件から 2024 年 8 月 31 日の 1,827 件へと着実に増加している。	事業完了報告書、SPC の質問票回答 判例ウェブサイト： https://anle.toaan.gov.vn/ 裁判所判決公表ウェブサイト： https://congbobanan.toaan.gov.vn/
	(指標 3) 各成果を踏まえた刑事実務改善の	達成状況(継続状況): 計画どおり達成(継続)	(事業完了時)
			事業完了報告書、SPC、SPP、VBF の質問票回答

	ための方向性（政策・具體的措置）が、SPC、SPP、VBF において報告書等の公式文書としてまとめられ、実施機関の間で共有される。	改正刑事訴訟法等の施行に伴う実務上の課題と解決策をまとめた「検察マニュアル」を改訂した。 SPC、SPP、VBF の共同の活動により、刑事第一審における争訟の質の向上のための研究報告書が作成され関係機関に配布されることとなり、少年に関する性犯罪に関する決議 06/2019/NQ-HDTP が制定された。 （事後評価時） 検察官マニュアルは検察官の業務に活用され、高い効果を上げている。 改正された刑事訴訟法と刑法は、現在も有効である。 第一審の刑事手続に関する報告書は裁判官や裁判所職員に利用されている。省レベルの人民検察院にも配布された。 SPC、SPP 及び VBF は、刑事第一審における争訟の質の向上のための研究報告書を作成した。VBF はこの報告書を受け取り、研究・参考のために各地の弁護士会に転送した。 決議 06/2019/NQ-HDTP は現在も有効である。	
プロジェクト目標 サブプロジェクト 3（全体） 2021 年以降の法・司法制度に向けた実施機関のそれぞれの中長期的仕組みが、同機関間で共有される。	（指標 1）2021 年以降の法・司法制度整備のための中長期的取り組みに関する報告書が、実施機関の間で共有される。	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続） （事業完了時） 本事業の枠組みの下、日本側は C/P 機関に対し、第 48 号及び第 49 号政治局決議に基づく多くの特定分野や課題の実施状況の調査・評価、及び中長期的な改革・改善に向けた解決策の提言・提案を行うための技術支援を行った。C/P 機関は、決議の実施に関する要約報告書を最終化し権限を有する機関に提出する前に、ベトナムの実情に合わせてこれらの提言の中から幾つかを検討し、選択的に参照したものである。 （事後評価時） 上記の総括報告書に基づき、第 48 号及び第 49 号政治局決議に代わって、2022 年 11 月の中央委員会で第 27 号決議が採択された。新決議は、法制度の整備と厳格で一貫した法執行体制の確立、司法改革の強化、裁判所の独立性の確保を強調している。 本事業で策定された中長期計画に含まれるいくつかの解決策については、中央委員会第 27 号決議の精神に基づいた法治国家の確立をめざして C/P 機関がそれぞれの事業を実施する中で、ベトナムの実情を鑑みた上で選択的に活用している。	事業完了報告書、実施機関の質問票回答
上位目標 整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。	（指標 1） 改善された事前審査、事後監査プロセスに則った法規範文書の事前審査・事後監査が実施される。	達成状況：おおむね計画どおり達成 （事後評価時） MOJ と OOG は、2020 年の法規範文書公布に関する改正法、政令 34/2016/ND-CP 及び政令 154/2020/ND-CP に従って、審査・調査を行っている。 実施中の JICA 技術協力プロジェクト（2021 年～2025 年）の支援を受けて、MOJ の法整備総務局（GALD）は法規範文書の作成・公布のためのハンドブックを起草している。 事後監査は、2020 年の法規範文書公布に関する改正法、政令 34/2016/ND-CP 及び政令 154/2020/ND-CP に従って実施されている。事後監査は政令 34/2016/ND-CP に従って定期的に行われている。また、政府や関連機関の指示のもと、随時の見直しも行われている。	MOJ と OOG の質問票回答
	（指標 2） ベトナム共産党中央委員会政治局第 48 号及び第 49 号決議に規定された法・司法改革の進捗状況が、公式文書としてとりまとめられ、公表されている。	達成状況：おおむね計画どおり達成 （事後評価時） 2022 年 11 月に、第 48 号及び第 49 号政治局決議に代わって第 27 号決議が中央委員会によって採択された。	C/P 機関の質問票回答
	（指標 3） 国際機関等が公表している法・司法実務に関	達成状況：おおむね計画どおり達成 （事後評価時） 法の支配に関する World Justice Project (WJP) インデック	法の支配に関する WJP インデックス：政府権力の制約 (worldjusticeproject.org)

	する国際比較指標が、プロジェクト開始時と比較して改善する。	スによれば、「政府権力の制約」 ⁴ と「規制の執行」 ⁵ においてベトナムに若干の改善が見られた。ベトナムの総合順位は2015年の102カ国中64位から2023年は142カ国中87位に落ちたものの、対象国数の増加の影響であって、重要な変化ではない。	
--	-------------------------------	--	--

3 効率性

事業費及び事業期間はやや計画を上回った（計画比：それぞれ121%、115%）。2018年度のJICA予算の制約によって活動の実施が遅れたため、プロジェクトの実施期間は2020年4月から9カ月延長された。その後、2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で活動の実施に支障が生じたため、9カ月間の延長期間中に計画されていた活動を見直した。事業期間の延長により、費用は当初の計画より増加したが、適時の柔軟な対応によって、COVID-19の状況にもかかわらず、活動は効率的に実施された。

	事業金額（日本側の支出のみ、円）	事業期間（月）
計画（事前評価時）	805百万円	60カ月
実績	976百万円	69カ月
割合（%）	121%	115%

アウトプットは計画どおり産出された。
 以上より、効率性は③と判断される。

4 持続性

【政策面】
 中央委員会第48号及び第49号政治局決議に代わるものとして、「新段階におけるベトナム社会主義法治国家の建設及び完備の継続について」と題する中央委員会第27号決議が2022年11月に採択された。これは、2045年までのビジョンを掲げ、2030年までの具体的な目標を設定している。

【制度・体制面】
 MOJ、OOG、SPC、SPP、VBFの組織構造と、法・司法改革におけるそれらの機能・任務に変更はない。第27号決議に基づき、現在の組織構造は今後も維持されることとなっている。

PHAP LUATの後、JICAが支援する法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト（The Project for Enhancing the Quality and Efficiency of Developing and Implementing Laws in Vietnam）（2021年～2025年）が実施されている。C/P機関は、特定の活動を調整・組織するために、適切な資格と専門能力を持つ職員を配置している。各C/P機関は、フォーカルポイントとして国際協力部に2～3名の職員を配置している。行政改革が進行中であるため、職員の増員は見込めず、将来的には活動の実施に支障をきたす可能性がある。

【技術面】
 C/P機関の技術レベルは、将来にわたって事業の効果を維持するのに十分である。

C/P機関の職員は、PHAP LUATで導入された制度や活動を推進・普及させるために必要な技能や知識を保持しており、現行のJICA事業はC/P機関の能力向上を継続している。MOJの職員は定期的に研修を受け、知識と技能をアップデートしている。OOGは、職員の審査技能を高めるためのワークショップを開催している。SPCは現行のJICA事業の支援を受けて、判例の引用と適用に関する研修や、裁判所における調停と対話に関する法律の施行に向けた裁判官と調停人の実務能力強化のための研修を受けている。SPPの職員は引き続き研修に参加し、常に積極的に知識・技能をアップデートし、学び、経験を交換することが求められている。VBFは、他の組織（MOJ、裁判所、検察院）が主催する会議、セミナー、研修に職員を定期的に派遣し、資格と技能を維持している。

PHAP LUATの専門研修コースの文書は、弁護士が実務で参照するために共有され、知識や実務技能のアップデートに利用されている。MOJとOOGは、PHAP LUATを通じて作成された文書やマニュアルを、その職務や専門的活動において日常的に使用している。SPCは2016年に「裁判所における争訟の確保に関する書籍」を出版し、裁判官、裁判所職員、その他の法律専門家が利用している。「公訴権、立件・捜査・起訴に対する検察権の行使に関するハンドブック」と「公訴権・刑事裁判の検察権の行使に関するハンドブック」は、検察官とハノイ検察大学で使用されている。SPPは実施中のJICA事業の支援を受けて、検察官のための「未成年犯罪者に対する公判における検察官のスキルに関するハンドブック」、「暫定留置・勾留における検察スキルに関するハンドブック」、「刑事判決執行における検察スキルに関するハンドブック」を起草した。VBFはPHAP LUATの実施期間中に弁護士マニュアル一式を作成・出版した。これらは弁護士会に送付され、VBFのウェブサイトに掲載されるとともに、印刷されて弁護士に配布された。

【財務面】
 MOJ、OOG、SPC、SPPは、それぞれの運営費の概算に基づいて財政省から国家予算の配賦を受けている。毎年、国家予算は、PHAP LUATの効果の持続を含め、各組織のニーズに基づいて配分されている。VBFは会費の収入があり、VBFの運営に十分である。

⁴ 政府権力の制約（Constraints on Government Powers）
 WJPの法の支配インデックスの第1ファクターは、統治する者が法によってどの程度拘束されているかを測るものである。これは、政府及びその役人や代理人の権限を制限し、法の下で説明責任を果たすことを求める、憲法上及び制度上の手段を含む。また、自由で独立した報道機関など、政府の権力に対する政府以外によるチェック機能も含まれる。

⁵ 規制の執行（Regulatory Enforcement）
 WJPの法の支配インデックスの第6ファクターは、規制が公正かつ効果的に実施・執行されている度合いを測るものである。法的、行政的な規制は、政府内外の行動を構造化するものである。このファクターは、政府がどのような活動を規制するのか、また特定の活動に対する規制がどの程度適切なのかを評価するものではない。むしろ、規制がどのように実施され、執行されているかを検討する。

各機関が、法規範文書の起草・改正について議論し、その成果を普及させるために、幅広い利害関係者を対象とした大規模なセミナーを国内各地で開催する場合は、ドナーからの支援が必要となると見込まれる。

【環境・社会面】

環境・社会面の問題は確認されず、対応策を講じる必要はなかった。

【評価判断】

以上より、持続性の政策面、組織・体制面、技術面は問題ないが、財務面に軽微な問題がある。よって、本事業によって発現した効果の持続性は③と判断される。

5 総合評価

本事業は、プロジェクト目標（法規範文書の事前審査、事後監査、法施行監視のための手法と制度整備の促進、民法関連法規範文書及び民事・刑事実務の基盤整備の促進、中長期的活動の計画）及び上位目標（成長の社会的基盤としての整合性が確保された法規範文書に基づく予測可能で信頼性の高い法司法制度の発展）を計画どおりに達成した。

以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は非常に高いといえる。

III 提言・教訓

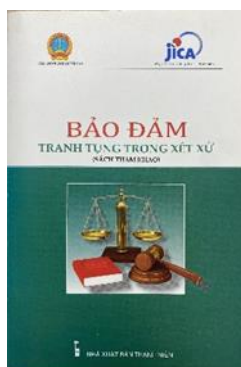
実施機関への提言：

・現在の法・司法改革において、厳格かつ一貫した法執行を組織的に行うための法制度・仕組みを整備するためには、必要な人材と予算の確保が必要である。行政改革により人材が限られている中、既存人材の能力向上や中長期的な視点に立った若手人材の育成を一層推進する必要がある。

JICA への教訓：

・本事業の PDM は、プロジェクト目標と成果の記述が曖昧であり、指標の一部が明確に定義されていなかったため、中間レビュー後に修正された。今後、同様の事業を実施する際には、PDM や指標を作成する前に、綿密な現状とニーズの調査・分析を行う必要がある。

・本事業の長期専門家は、ベトナム語の法規範文書を理解することに努めた。これにより、効果的な技術移転、円滑なコミュニケーション、実施機関との相互信頼が促進された。法・司法分野の協力においては、質の高い通訳・翻訳を確保することがプロジェクト活動の有効性を左右するため重要である。



裁判所における争訟の確保に関する書籍



弁護士マニュアルのセット